特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和8年10月13日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の内容	市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の個人住民税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携、eLTAX） 【当初賦課決定事務】 ・個人毎の課税資料を元に、税額の計算、徴収区分等の決定を行う。 ・賦課決定内容及び税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【賦課更正事務】 ・賦課決定通知後に各種調査や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課内容の変更を行う。 ・賦課変更内容及び変更後の税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【調査事務】 ・適正な賦課のため、課税資料や扶養内容等について調査を行う。調査の結果、申告内容に変更が生じた場合には「賦課更正」を行う。 ＜中間サーバにおける事務の内容＞ ・情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）（以下「番号連携サーバ」という。）とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会や提供等の業務を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	宛名・口座システム
②システムの機能	【宛名管理機能】 ・住民基本台帳システムと連携し住所等を管理する機能 ・住民基本台帳システムで住所を有しない者の宛名を登録・修正する機能（事業所・共有者を含む） 【送付先管理機能】 ・現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 【納税関係者管理機能】 ・相続人や納税管理人を登録・修正する機能 【連絡先管理機能】 ・電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 【他システム連携機能】 ・税務システムや福祉系システム等と連携する機能 【宛名情報連携機能】 ・番号連携サーバへ個人番号付き宛名情報を連携する機能 【口座情報管理機能】 ・口座振替の金融機関、口座番号等を登録・修正する機能 【金融機関管理機能】 ・金融機関の登録・修正を行う機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	【賦課照会機能】 ・課税対象者の賦課情報及び事業所の特別徴収税額を照会する機能 【賦課更正機能】 ・課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能 【証明書発行機能】 ・各種証明書を発行する機能 【統計管理機能】 ・個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能 【帳票発行機能】 ・税額決定及び変更に係る各種帳票を発行する機能 【対象者抽出機能】 ・準備された条件で課税対象者を抽出及び集計する機能 【データ連携機能】 ・eLTAXシステム、国税連携システム、申告支援システム、課税ファイリングシステムとのデータ相互連携機能 【年金特徴機能】 ・個人住民税について、公的年金からの特別徴収を行うために必要となるデータ作成・取り込みを行う機能 【情報提供機能】 ・中間サーバー向けのデータを作成する機能（番号連携サーバ経由で連携） ・個人番号、4情報 ： 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報（内部番号） ： 個人番号との突合に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 ： 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握する必要があるため。 ・国税関係情報 ： 対象者の確定申告書等の情報に基づき、住民税額の算出を行う必要があるため。 ・地方税関係情報 ： 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行う必要があるため。 ・医療保険関係情報 ： 社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・障害者福祉関係情報 ： 障害者控除の確認を行う必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報 ： 非課税の判定を行う必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報 ： 社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・年金関係情報 ： 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行う必要があるため。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 滞納整理支援システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム　　）

システム3	
①システムの名称	申告支援・課税ファイリングシステム
②システムの機能	【申告準備】 ・宛名、事業所、給与支払報告書、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能 【申告受付】 ・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 【国税連携】 ・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能 【住民税課税用データ作成】 ・課税資料の合算、論理チェックを行い、課税用データを個人住民税システムへ移出する機能 【課税資料のイメージ化機能】 ・課税資料を受け取り、課税資料をイメージ化する機能 【課税資料のイメージ管理機能】 ・課税資料の資料番号や宛名情報をもとに対象者の課税資料イメージを管理し、検索する機能 【アノテーション機能】 ・課税資料イメージにマーカーやメモ等を添付する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【申請・届出データの審査と管理】 ・eLTAXを利用するにあたって、利用者から届出があった情報を審査、管理する機能 【申告データの審査と管理】 ・納税者から申告されたデータを審査、管理する機能 【申告データの連携】 ・申告データを個人住民税システム連携用ファイルとして作成し、出力する機能 【特別徴収税額通知データの連携】 ・特別徴収税額通知データを特別徴収義務者に送信する機能 【年金特徴サービス機能】 ・年金保険者との間で年金特徴税額データ及び団体回付データ等を送受信する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 媒体での連携のため他のシステムとのネットワーク接続はしていない　）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	【国税連携データの管理機能】 ・国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う機能 【法定調書データの管理機能】 ・法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う機能 【団体間回送機能】 ・団体間回送の送受信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う機能 【扶養是正情報等のデータ送信機能】 ・扶養是正情報等データを国税庁へ送信する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 媒体での連携のため他のシステムとのネットワーク接続はしていない　）
システム6	
①システムの名称	番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）
②システムの機能	【宛名管理機能】 ・既存業務システムから宛名データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う機能 【統合宛名番号の付番機能】 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能 【符号要求機能】 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は市町村GWへ送信する機能 【情報提供機能】 ・各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能 【情報照会機能】 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	【符号管理機能】 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 【情報照会機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 【情報提供機能】 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバ及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 【セキュリティ管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 【システム管理機能】 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム8	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 申請管理システム　　）

システム9	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・業務別データベースへの申請データの格納 　マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 ・申請内容照会と審査状況管理 　申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ・個人住民税システムとの申請データ連携 　個人住民税システムに申請データを連携する機能

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 個人住民税システム、マイナポータル申請管理　　）

3. 特定個人情報ファイル名

(1)宛名・口座特定個人情報ファイル
(2)個人住民税特定個人情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条表中 (命令第2条表中における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (命令第2条表中における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

（1）宛名・口座特定個人情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
	その必要性	対象者の情報を一元的に管理し、必要に応じて使用するため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　）
	その妥当性	・個人番号及び4情報（氏名、性別、生年月日、住所）：　本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報（内部番号）：　個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先（電話番号等）：　納税義務者への連絡に必要があるため。 ・その他住民票関係情報　：　納税義務者の世帯情報等を把握するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 戸籍・住民登録課　） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　） [　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　） [　] 民間事業者　（　） [　] その他　（　）

②入手方法		[○] 紙　[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)　[] フラッシュメモリ [] 電子メール　[] 専用線　[] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　(住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		公平、公正かつ効率的な個人住民税の賦課を実施するため。
④使用の主体	使用部署	税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター
	使用者数	[50人以上100人未満]　<選択肢> 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
⑤使用方法		・課税資料データ等の本人特定を行う。 ・帳票作成時において、通知書に送付先を出力する。
	情報の突合	・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]　<選択肢> 1) 委託する　2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの保守等業務委託
①委託内容		システムの保守、アプリケーションの保守、利用者支援等
②委託先における取扱者数		[10人未満]　<選択肢> 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]　<選択肢> 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件　[] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)個人住民税特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号をを有する者
	その必要性	適正な個人住民税の賦課を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	・個人番号、4情報　：　本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号)　：　個人番号との突合に必要があるため。 ・その他住民票関係情報　：　対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握する必要があるため。 ・国税関係情報　：　対象者の確定申告書等の情報に基づき、住民税額の算出を行う必要があるため。 ・地方税関係情報　：　算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行う必要があるため。 ・医療保険関係情報　：　社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・障害者福祉関係情報　：　障害者控除の確認を行う必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報　：　非課税の判定を行う必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報　：　社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・年金関係情報　：　対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行う必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 保険医療課、介護高齢課、障害福祉課、福祉総務課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 国税庁、年金保険者（日本年金機構のみ） ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他市町村 ） [○] 民間事業者　（ 給与支払者、年金保険者（日本年金機構を除く） ） [　] その他　（ ）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[○] 専用線　[　] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [　] その他　（ ）
③使用目的 ※		公平・公正かつ効率的な個人住民税の賦課事務を実施するため。
④使用の主体	使用部署	税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター
	使用者数	[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・各種課税資料から賦課内容を決定するために使用。 ・課税決定者（普通徴収対象者の場合）・年金保険者・各給与支払者（特別徴収対象者の場合）へ税額を通知するために使用。 ・賦課内容に基づき、申請に応じて各種税務証明書を発行するために使用。 ・必要に応じて、税額更正等を行なうために使用。
	情報の突合	・納税者の特定を行うため、申告書等の内容と宛名・口座特定個人情報の突合を行う。 ・所得控除額等の確認を行うため、申告書等の内容と庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムにより入手した情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (3) 件	<選択肢> 1）委託する　2）委託しない
委託事項1		システム運用に係るバッチ業務委託	
①委託内容		・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のパンチ入力（データ化） ・課税計算 ・税額通知書、納税通知書を印刷、封入封緘	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2		システムの運用・保守等業務	
①委託内容		システムの運用・保守、アプリケーションの保守、利用者支援等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		地方税ポータルシステム等対応ASPサービス利用契約	
①委託内容		eLTAXシステム運用及び国税連携システム運用	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 56 ）件 [○] 移転を行っている （ 16 ）件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二で規定された事務
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	番号法第9条 別表第一に定める事務を行う部署（別紙2参照）
①法令上の根拠	番号法第9条 別表第一の各項番
②移転先における用途	番号法第9条 別表第一で規定された事務
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報（内部番号）、国税関係情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	移転先担当課の必要に応じて随時提供
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。
7. 備考	

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

（１）宛名・口座特定個人情報ファイル

（宛名情報）
1.削除区分 2.宛名番号 3.シーケンス番号 4.改製番号 5.履歴番号 6.履歴区分 7.個人法人区分 8.宛名番号枝番 9.宛名種類 10.住民区分 11.外国人区分 12.法人コード前 13.法人コード後 14.世帯番号 15.順位 16.法人グループコード 17.法人種別 18.市内市外区分 19.住所コード 20.自治省コード 21.郵便番号 22.大字コード 23.支所コード 24.地区コード 25.行政区コード 26.自治会加入区分 27.組・家並コード 28.準世帯コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.甲乙区分 32.地番コード・本番 33.地番コード・枝番 34.地番コード・末番 35.住所編集判定区分 36.方書コード 37.漢字住所編集判定 38.都道府県名漢字 39.市区町村名漢字 40.町名漢字 41.小字名漢字 42.漢字編集済番地 43.漢字方書 44.住所カナ 45.方書カナ 46.カナ氏名 47.漢字宛名氏名 48.検索用漢字宛名氏名 49.漢字宛名氏名文字オーバー判定 50.カナ氏名２ 51.漢字宛名氏名２ 52.濁点なしカナ氏名 53.生年月日（和暦） 54.生年月日（西暦） 55.性別 56.第一続柄 57.混合用続柄 58.家族判定・判定 59.家族判定・順位 60.住民日 61.住民日届出日 62.住民日事由 63.非住民日 64.非住民日届出日 65.非住民日事由 66.転出確定日 67.住記ネット番号 68.世帯電話番号 69.世帯有線番号 70.個人電話番号 71.FAX番号 72.世帯Ｅ－MAILアドレス 73.個人Ｅ－MAILアドレス 74.配偶者個人コード 75.有効開始日 76.異動届出日 77.異動事由 78.税異動事由 79.税異動年月日 80.税用住民区分 81.除票判定 82.転入前住所判定

（個人番号管理）
83.削除区分 84.宛名番号 85.履歴番号 86.個人番号

（法人番号管理）
87.削除区分 88.宛名番号 89.履歴番号 90.法人番号

（口座情報）
91.宛名番号 92.税目（内部） 93.履歴シーケンス 94.税目（表示） 95.異動事由 96.異動年月日 97.銀行コード（本店） 98.銀行コード（支店） 99.口座種別 100.口座番号 101.口座名義人名カナ 102.口座名義人名漢字 103.有効開始年月（口座） 104.有効終了年月（口座） 105.口座申込日 106.振替区分 107.受付番号

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（2）個人住民税特定個人情報ファイル

（1月1日宛名）
1.年度 2.宛名番号 3.世帯番号 4.氏名カナ 5.氏名漢字 6.住所コード 7.住所編集判定区分 8.本番 9.枝番 10.末番 11.方書 12.行政区コード 13.地区コード 14.支所コード 15.生年月日(和暦) 16.生年月日(西暦) 17.性別 18.続柄 19.世帯内順位 20.世帯主名カナ 21.世帯主漢字 22.郵便番号 23.編集済町名漢字 24.編集済番地 25.住民区分 26.準世帯コード 27.台帳番号 28.配偶者の宛名番号 29.独自データ判定

（基本）
34.年度 35.宛名番号 36.特普キー 37.SEQ 38.異動CD 39.異動年月日 40.変更理由CD 41.変更理由CD2 42.済月 43.開始月 44.済期 45.開始期 46.事業所番号 47.受給者番号 48.生年月日(和暦) 49.生年月日(西暦) 50.入力年月日 51.資料区分 52.申告予定区分 53.通知書発行判定 54.事業所内連番 55.均等割判定 56.非課税判定 57.未成年者 58.年金フラグ 59.申発区分 64.処理番号 67.住申 68.確申 69.給報 70.年金 71.他資料 72.専従者 74.併徴区分 75.損益通算 76.賦課更正区分 77.強制区分 78.減免区分

（所得）
79.年度 80.宛名番号 81.特普キー 82.SEQ 83.営業等所得 84.農業所得 85.不動産所得 86.利子所得 87.配当所得(一般分) 88.配当所得(外貨建以外) 89.配当所得(外貨建分) 90.証券配当所得 91.給与収入 92.専従者給与収入 93.給与特定支出合計 94.年金収入 95.雑所得(その他) 96.総合短期所得 97.総合長期所得 98.一時所得 99.分離短期一般特別控除前額 100.分離短期一般特別控除額 101.分離短期軽減特別控除前額 102.分離短期軽減特別控除額 103.分離長期一般特別控除前額 104.分離長期一般特別控除額 105.分離長期特定特別控除前額 106.分離長期特定特別控除額 107.分離長期軽課特別控除前額 108.分離長期軽課特別控除額 109.株式譲渡未公開分 110.株式譲渡上場分 111.分離上場配当所得 112.山林特別控除前額 113.山林特別控除額 114.非課税所得 115.繰越損失(純損) 116.繰越損失(雑損) 117.繰越損失(居住損) 118.株式分繰越損失額 119.先物分繰越損失額 120.分離配当繰越損失 121.居住用財産損失分 122.総所得金額 123.総所得金額等 124.合計所得金額

（控除）
125.年度 126.宛名番号 127.特普キー 128.SEQ 129.雑損控除 130.医療費控除 131.社会保険料控除 132.小規模企業共済等掛金控除 133.生命保険料控除 134.旧個人年金支払額 135.旧生命保険支払額 136.新個人年金支払額 137.新生命保険支払額 138.介護医療保険料 139.地震保険料控除 140.旧長期損害保険料控除額 141.地震保険料支払 142.地方公共団体への寄附金(ふるさと納税) 143.地方公共団体以外への寄附金 144.地方公共団体以外への寄附金(市) 145.地方公共団体以外への寄附金(県) 146.寡婦控除 147.寡夫控除 148.特別の寡婦控除 149.勤労学生控除 150.特別障害者控除(本人) 151.その他障害者控除(本人) 152.配偶者控除 153.配偶者特別控除 154.配偶者合計所得 155.特定扶養控除 156.老人扶養控除 157.その他扶養控除 158.年少扶養控除 159.扶+66.専従他 167.青色 168.白色 169.配当割控除額 170.譲渡割控除額 171.住宅借入金等特別控除額

（課税標準）
171.年度 172.宛名番号 173.特普キー 174.SEQ 175.総所得分 176.分離短期(一般)所得分 177.分離短期(軽減)所得分 178.分離長期(一般)所得分 179.分離長期(特定)所得分 180.分離長期(軽課)所得分 181.株式未公開所得分 182.上場株式所得分 183.分離上場配当所得分 184.先物取引所得分 185.山林所得分 186.合計分

（算出税額）
187.年度 188.宛名番号 189.特普キー 190.SEQ 191.総所得分(市) 192.総所得分(県) 193.分離短期(一般)所得分(市) 194.分離短期(一般)所得分(県) 195.分離短期(軽減)所得分(市) 196.分離短期(軽減)所得分(県) 197.分離長期(一般)所得分(市) 198.分離長期(一般)所得分(県) 199.分離長期(特定)所得分(市) 200.分離長期(特定)所得分(県) 201.分離長期(軽課)所得分(市) 202.分離長期(軽課)所得分(県) 203.株式未公開所得分(市) 204.株式未公開所得分(県) 205.上場株式所得分(市) 206.上場株式所得分(県) 207.分離上場配当所得分(市) 208.分離上場配当所得分(県) 209.先物取引所得分(市) 210.先物取引所得分(県) 211.山林所得分(市) 212.山林所得分(県) 213.合計分(市) 214.合計分(県)

（税額控除）
215.年度 216.宛名番号 217.特普キー 218.SEQ 219.調整控除額(市) 220.調整控除額(県) 221.配当控除(市) 222.配当控除(県) 223.住宅借入金等特別税額控除額(市) 224.住宅借入金等特別税額控除額(県) 225.寄附金控除(市) 226.寄附金控除(県) 227.外国税額控除(市) 228.外国税額控除(県) 229.調整額(市) 230.調整額(県) 231.配当割譲渡割控除前所得割額(市) 232.配当割譲渡割控除前所得割額(県) 233.配当割譲渡割控除額(市) 234.配当割譲渡割控除額(県)

（課税）
235.年度 236.宛名番号 237.特普キー 238.SEQ 239.差引所得割額(市) 240.差引所得割額(県) 241.均等割額(市) 242.均等割額(県) 243.合計年税額 244.減免額 245.控除不足額 246.充当額　247.充当後年税額 248.還付額 249.差引年税額 250.年金分年税額 251.年金特徴確定額

（期割月割）
252.年度 253.宛名番号 254.特普キー 255.SEQ 256.月割額6月 257.月割額7月 258.月割額8月 259.月割額9月 260.月割額10月 261.月割額11月 262.月割額12月 263.月割額1月　264.月割額2月 265.月割額3月 266.月割額4月 267.月割額5月 268.期割額1期 269.期割額2期 270.期割額3期 271.期割額4期 272.期割額5期 273.期割額6期 274.期割額7期 275.期割額8期 276.期割額9期 277.期割額10期 278.年特仮1期 279.年特仮2期 280.年特仮3期 281.年特本1期 282.年特本2期 283.年特本3期

（所得税）
284.年度 285.宛名番号 286.特普キー 287.SEQ 288.寄付金控除額 289.配当控除額 290.住宅借入金等特別控除額 291.政党寄付金控除 292.災害減免／外国税額 293.所得税額(入力値) 294.所得税額(決定値)

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

<申告支援_住民税課税データ>
295.年度 296.宛名番号 297.営業等所得 298.農業所得 299.不動産所得 300.利子所得 301.配当所得[住民税対象] 302.配当所得 利益の配当 303.配当所得 他の証券 304.配当所得 一般外貨建 305.給与収入 306.専従者給与収入 307.給与所得 308.雑 公的年金収入 309.雑 公的年金所得 310.雑 その他の所得 311.総合譲渡 一時 312.総合譲渡 短期 313.総合譲渡 長期 314.分離短期 一般分 特別控除前 315.分離短期 一般分 特別控除額 316.分離短期 軽減分 特別控除前 317.分離短期 軽減分 特別控除額 318.分離長期 一般分 特別控除前 319.分離長期 一般分 特別控除額 320.分離長期 特定分 特別控除前 321.分離長期 特定分 特別控除額 322.分離長期 軽課分 特別控除前 323.分離長期 軽課分 特別控除額 324.山林所得 特別控除額 325.山林所得 特別控除後 326.分離株式 未公開株式の譲渡所得 327.分離株式 上場株式の譲渡所得 328.分離株式 上場株式の配当分離所得 329.先物取引所得額 330.繰越損失 純損 331.繰越損失 雑損 332.繰越損失 居住損 333.繰越損失 上場株式譲渡 334.繰越損失 上場株式配当 335.繰越損失 先物取引 336.合計所得 337.雑損控除 338.医療費控除[住民税控除額] 339.社会保険料控除 340.小規模企業共済掛金控除 341.生命保険料控除額[所得税控除額]342.新個人年金保険料 343.旧個人年金支払額 344.新生命保険料 345.旧生命保険料 346.介護医療保険料 347.地震保険料控除額[所得税控除額]348.旧長期損害保険料支払額 349.配偶者 配偶者特別控除額 350.配偶者 控配区分 351.配偶者 控配同居障害 352.配偶者 配偶者所得 353.扶養親族 特定 354.扶養親族 老人 355.扶養親族 内同居 356.扶養親族 その他 357.扶養親族 年少 358.扶養障害 特別 359.扶養障害 内同居 360.扶養障害 その他 361.本人該当 本人障害区分 362.本人該当 カフ区分 363.本人該当 勤労学生区分 364.本人該当 未成年者区分 365.控除額合計 [所得税値]366.申告区分 市申･確申･給報･年金･資料 367.乙欄 368.租税条約免除 369.特普区分 370.新事業所コード 371.受給者番号 372.配列番号 373.家屋敷 374.所得税 計算所得税 375.所得税 配当控除 376.所得税 住宅借入金等特別控除 377.所得税 政党等寄付金特別控除 378.所得税 源泉徴収税額 379.所得税 寄付金控除 380.所得税 所得税額及び復興特別所得税額 381.所得税 耐震改修特別控除 382.所得税 住宅借入金等特別控除見込額 383.所得税 電子証明書等特別控除 384.非課税区分 385.非課税収入 386.申発区分 387.中途就退職 区分 388.中途就退職 年月日 389.特定居住用損失区分(一般所得分) 390.分離長期 一般分 特別控除後 391.特定居住用損失区分(特定所得分) 392.分離長期 特定分 特別控除後 393.特定居住用損失区分(軽課所得分) 394.分離長期 軽課分 特別控除後 395.株式等譲渡等所得割(住民税) 396.配当割額控除額(住民税)397.寄付金額(ふるさと納税) 398.寄付金額(都道府県条例指定) 399.寄付金額(都道府県条例指定：非認定NPO法人等分) 400.寄付金額(市区町村条例指定) 401.寄付金額(市区町村条例指定)：非認定NPO法人等分) 402.寄付金額(共同募金) 403.寄付金額(日赤) 404.専従者配偶者有無 405.専従者 配外人数 406.専従者 専従者給与控除額 407.個人番号

<申告支援_扶養データ>
408.年度 409.扶養者宛名番号 410.被扶養者宛名番号 411.住登外区分 412.氏名 413.続柄 414.生年月日 415.控配区分 416.扶養区分 417.障害区分 418.控除額

<申告支援_専従者データ>
419.専従主の宛名番号 420.専従者の宛名番号 421.青色区分 422.配偶者区分 423.専従者控除額

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【住民からの情報の入手】 ・本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。 【庁内他システムからの情報の入手】 ・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。 【他部署及び他機関からの情報の入手】 ・個人番号及び対象者の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。 ・特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。 ・個人情報が記載されている印刷物等が不要となった場合は、シュレッダー処理を行う。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		・宛名・口座システムは、個別業務で管理する特定個人情報を保持しない。 ・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。 ・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	・利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容		・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報に係る秘密の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還，廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　再委託していない　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報保護管理体制の確認
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。
また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。
閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。

・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか提供・移転できないよう、システムの仕組みとして担保される。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・関係職員(任用された非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部　総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部　税務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1149
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年7月14日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	税務課長　南川　恒司	税務課長　小林　久欣	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ―6－②所属長	税務課長　小林　久欣	税務課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ―1（宛名・口座特定個人情報ファイル）－3－①入手元	評価実施機関内の他部署（市民課）	評価実施機関内の他部署（戸籍・住民登録課）	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ―1（宛名・口座特定個人情報ファイル）－3－④使用主体	税務課、多度町総合支所住民福祉課、長島総合支所住民福祉課	税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ―1（個人住民税特定個人情報ファイル）－3－①入手元	評価実施機関内の他部署（保険年金課、地域介護課、障害福祉課、福祉総務課）	評価実施機関内の他部署（保険医療課、介護高齢課、障害福祉課、福祉総務課）	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ―1（個人住民税特定個人情報ファイル）－3－④使用主体	税務課、多度町総合支所住民福祉課、長島総合支所住民福祉課	税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター	事後	
平成30年8月31日	Ⅴ評価実施手続―1．基礎項目評価―①	平成27年6月30日	平成30年6月21日	事後	
令和1年8月23日	Ⅴ評価実施手続―1．基礎項目評価―①	令和1年6月21日	令和1年6月28日	事後	
令和2年8月31日	Ⅴ評価実施手続―1．基礎項目評価―①	令和1年6月28日	令和2年8月31日	事後	
令和2年8月31日	Ⅳ―1－①請求先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	

令和4年2月4日	Ⅰ基本情報ー5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 （特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63，64，65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項	・番号法第19条第8号 （特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63，64，65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1）ー4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項1③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2）ー4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項1③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2）ー4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項2③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ	事後	

令和4年2月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2）ー5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先1 番号法第19条第7号　別表第二に定める情報照会者（別紙1参照） ①法令上の根拠 番号法第19条第7号　別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第7号　別表第二で規定された事務	提供先1 番号法第19条第8号　別表第二に定める情報照会者（別紙1参照） ①法令上の根拠 番号法第19条第8号　別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号　別表第二で規定された事務	事後	
令和4年2月4日	Ⅴ評価実施手続ー1．基礎項目評価ー①	令和2年8月31日	令和4年2月4日	事後	
令和4年9月26日	Ⅴ評価実施手続ー1．基礎項目評価ー①	令和4年2月4日	令和4年9月26日	事後	
令和5年8月22日	Ⅰ基本情報ー5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63，64，65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	事後	
令和5年8月22日	Ⅴ評価実施手続ー1．基礎項目評価ー①	令和4年9月26日	令和5年8月22日	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ　基本情報―4．個人番号の利用　※　法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	

令和6年9月25日	Ⅰ基本情報ー5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 （特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項	・番号法第19条第8号 （特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条表中 （命令第2条表中における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （命令第2条表中における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：48の項	事後	
令和6年9月25日	Ⅴ評価実施手続ー1．基礎項目評価ー①	令和5年8月22日	令和6年9月25日	事後	
令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携）	【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携、eLTAX）	事前	標準化対応に伴う変更
令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	申告支援システム	申告支援・課税ファイリングシステム	事前	標準化対応に伴う変更

令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【申告準備】 ・宛名、事業所、給与支払報告書、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能 【申告受付】 ・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 【国税連携】 ・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能 【住民税課税用データ作成】 ・課税資料の合算、論理チェックを行い、課税用データを個人住民税システムへ移出する機能	【申告準備】 ・宛名、事業所、給与支払報告書、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能 【申告受付】 ・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 【国税連携】 ・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能 【住民税課税用データ作成】 ・課税資料の合算、論理チェックを行い、課税用データを個人住民税システムへ移出する機能 【課税資料のイメージ化機能】 ・課税資料を受け取り、課税資料をイメージ化する機能 【課税資料のイメージ管理機能】 ・課税資料の資料番号や宛名情報をもとに対象者の課税資料イメージを管理し、検索する機能 【アノテーション機能】 ・課税資料イメージにマーカーやメモ等を添付する機能	事前	標準化対応に伴う変更
令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等　　[○]税務システム [○]その他 （課税ファイリングシステム）	[○]宛名システム等　　[○]税務システム	事前	標準化対応に伴う変更

令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	①システムの名称 課税ファイリングシステム ②システムの機能 【課税資料のイメージ化機能】 ・課税資料を受け取り、課税資料をイメージ化する機能 【課税資料のイメージ管理機能】 ・課税資料の資料番号や宛名情報をもとに対象者の課税資料イメージを管理し、検索する機能 【アノテーション機能】 ・課税資料イメージにマーカーやメモ等を添付する機能 ③他のシステムとの接続 [○]宛名システム等　　[○]税務システム [○]その他 （申告支援システム）	削除	事前	標準化対応に伴う変更
令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		①システムの名称 マイナポータル申請管理 ②システムの機能 ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他 （申請管理システム）	事前	標準化対応に伴う変更

令和7年12月4日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9		①システムの名称 　申請管理システム ②システムの機能 　・業務別データベースへの申請データの格納 　　マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 　・申請内容照会と審査状況管理 　　申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 　・個人住民税システムとの申請データ連携 　　個人住民税システムに申請データを連携する機能 ③他のシステムとの接続 　［〇］その他　（個人住民税システム、マイナポータル申請管理）	事前	標準化対応に伴う変更
令和7年12月4日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（2） 6．特定個人情報の保管・消去 保管場所	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事前	標準化対応に伴う変更
令和7年12月4日	Ⅴ評価実施手続 1．基礎項目評価　①実施日	令和6年9月25日	令和7年12月3日	事前	標準化対応に伴う変更
令和8年10月13日	Ⅴ評価実施手続 1．基礎項目評価　①実施日	令和7年12月3日	令和8年7月14日	事後	